

山鹿市条例第27号

山鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、府令に規定する基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）と同一とする。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(暴力団員等の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の管理者は、山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号又は第2号に掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。